

## 博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 上村 忠男 

山内恵氏の博士学位請求論文「シャーロット・パーキンズ・ギルマンと「社会的母性」」は、19世紀末から20世紀初めにかけての時期に活躍したアメリカ合衆国のフェミニスト、シャーロット・パーキンズ・ギルマン（1860－1935）における「社会的母性」の主張についての思想史的研究である。

山内氏はまず、フェミニズムの思想を「近代」の市民革命が「人間の自由と平等」の理念を謳いながら女性を排除してきたことへの異議申し立てとして誕生したものであり、男性と「平等」の権利を要求しつつ、同時に性差に起因する「差異」をも認めさせようとするパラドックスを内在させたイデオロギーであったと理解する。そして、この理解に立ったところから、『女性と経済』（1898年）に代表される諸著作において女性の経済的「自立」を主張しながら、同時に「母性」にもこだわりづけざるをえなかつたギルマンのうちにひとつのジレンマを見いだすとともに、それを「近代」という時代に誕生したフェミニズムに通有の「平等」と「差異」のパラドックスに起因するものととらえる。そのうえで、そのジレンマ＝パラドックスを「社会的母性」の実現という方向で解決していくこうとしたギルマンの苦闘の意義を闡明しようとするのである。

こうした問題提起のもと、まず論文の第1章では、最初の結婚生活のなかでヴィクトリア朝的な「真の女らしさの信仰」に生きようとして狂気に陥ったギルマンがその「病んだ母性」の体験を『黄色い壁紙』という小説に表出することをとおして「新しい母性」の探究にむけての発条に転換していくプロセスが、アメリカ独立革命期における「共和国の母」の思想に始まって、それがやがて19世紀になると「女の領域」を成立させ、「家庭性（ドメスティシティ）」のイデオロギーが支配するにいたる歴史的コンテクストとの関連のかでたどられている。

つぎに第2章では、ギルマンにおける「新しい母性」の主張が19世紀の「母性主義」をささえていた伝統的母性観とどのように異なるのかの解明が主著『女性と経済』の内容の検討をとおしてくわだてられるとともに、そのギルマンの「新しい母性」の主張が思想的成熟をとげるにあたっての、「ナショナリズム」（国家社会主義の一形態）をはじめとする革新主義時代の思想的諸潮流の影響関係が吟味されている。

そして第3章では、こうして思想的成熟をとげていったギルマンの謳いあげる「新しい母性」の具体像がギルマン自身の個人編集になる雑誌『フォアランナー』に発表された3篇のユートピア小説——『山を動かす』（1911年）、『ハーランド』（1915年）、『彼女と共に我らの世界で』（1916年）——をとおして描き出されている。

また、補論として、日本におけるギルマン受容にかんする一文が付されている。

審査には、以上のような論文の性格を考慮して、学内では上村忠男（大学院地域文化研究科教授／学問論・思想史）、中野敏男（外国語学部教授／社会学・現代思想）、水林章（外国語学部教授／文学・思想史）の3名があつたほか、学外から、アメリカ女性史研

究の専門家である有賀夏紀（埼玉大学教養学部教養学科教授／アメリカ社会史・女性史）と高橋裕子（津田塾大学学芸学部英文学科助教授／アメリカ教育史・女性史）の両氏に参加願った。各委員の評価は以下のとおりである。

まず有賀委員は、「母性」と女性の自立の関係というギルマンが提起した問題は今日のフェミニズムにとっても未解決の課題であり、この点でのギルマン研究の重要性を山内氏が示したことの意義は大きいと評価した。そのうえで、山内氏がフェミニズム思想を議論する際に「平等（equality）」と「差異（difference）」を対立させることの論理的妥当性に疑問を呈した。「差異」の反対語は「同質（sameness）」であり、差異が差別すなわち不平等を意味するのは（換言すれば、差異が平等と対立するのは）一定の歴史的文化的条件においてであり、論理的必然性によるのではない。アメリカ史においては、男女の「差異」を強調しながら「平等を求めるフェミニズム」と男女の「同質性」を根拠に「平等を求めるフェミニズム」の両方が存在し、前者が優勢であることが多かった。そして、それらは運動のレベルでは、女性の差異を強調し保護を求める「差異派」と同質性に基づき平等の権利を求める「平等派」の主張となって現れたが、この対立をフェミニズムの思想に内在する「差異と平等のパラドックス」とすることは歴史における2つの運動とフェミニズムの論理を混同することになる。フェミニズムの思想を論理的に説明するしたら、女性の男性との「同質性（sameness）」（人間であること）と、「差異（difference）」（女性ないし母であること）の相反する見方を内在させながら平等を求める思想とするのが妥当であろうというのが、有賀委員の見解であった。また、有賀委員からは、ギルマンにおける「社会的母性」の思想を解明することが山内氏の論文の目的でありながら、論述のなかでは「社会的母性」の言葉はほとんど使われておらず、論文の中心概念の内容は明らかにされずに終わってしまったという指摘もなされた。

つぎに高橋委員からは、数多くの文献にあたって「母性」を軸にアメリカ女性史を18世紀末から20世紀初頭まで通観し、問題のありどころを整理した丁寧な作業を評価したいとしたうえで、有賀委員同様、主題である「社会的母性」ないしは「ニュー・マザー」、あるいは何度もくりかえし使われる「フェミニズムと母性の調和」の意味がいまひとつ明確に描ききれていないという印象を受けたとの感想が述べられた。高橋委員によれば、「社会的母性」というのは、19世紀アメリカ合衆国においては、むしろ「共和国の母」から「女の領域」へと展開していく、ギルマンが激しく対決することとなった（山内氏のいうところの）「母性主義」の思想潮流のなかで主張された概念でもあったのであって、この思想潮流における「社会的母性」の概念とギルマンにおけるそれとの相違についての明示的な説明がないため、論述に不明瞭さが残る結果となったのではないか、とのであった。

この高橋委員によって指摘された点については、上村委員も同意見であった。上村委員からは、「革新主義の時代」における進化論や優生学思想からの影響とならんで、とりわけ当時「ナショナリズム」と称された国家社会主義的な思想潮流とギルマンにおける「社会的母性」の思想とのつながりを具体的に明らかにしたことが山内氏の論文の大きな功績のひとつであろうとの評価があったうえで、そうであるだけに、ギルマンにおける「社会的母性」概念の明確化とその意義の闡明のためには、さらに一步を進めて、社会主義の側から唱道され、ソヴィエト連邦などにおいて実験的におこなわれた「国家＝社会による保育」との思想的関連性についての論及があつてもよかったですとの助言もなさ

れた。

一方、中野委員は、有賀委員とは若干見方を異にして、「平等か、差異か」という二者択一にとどまるかぎりで落ちこまざるをえないフェミニズムの「パラドックス」(J・スコット)を見据えながら、平等派であればこそむしろ進んでそのネックとなる「母性」という問題にとりくみ、その「社会化」という方向の可能性を模索するギルマンの「葛藤と苦闘」を丁寧に跡づけた山内氏の論文は、あつかう問題の現代的な意義という点からも十分に興味深い問題提起となったと評価した。そのうえで、山内氏の論文は、「近代」という枠組みそのものを批判するギルマンに踏みこんで、その可能性を問うているがゆえにこそ、いますこし立ちいって考究されてしかるべきであつたいくつかの点をみずからに提起することになっているとして、上村委員同様、とりわけ社会主義とフェミニズムとの関係にかかる考察の詰めの甘さを指摘した。また、中野委員からは、山内氏が論文を《「近代」フェミニズムの問い合わせにより、フェミニズムの未来が、フェミニズム以外の多様な差異を分断するのではなく、交差させる場となり、フェミニズムそのものが多元化していく可能性が拓かれることを、私は確信したい》と結んでいることにはとても共感させられるとしながら、ただ、この結語が山内氏によるギルマンの思想の分析そのものからは直接出てくるものでないことのうちに山内氏における論証力の弱さが露呈されているとの指摘がなされた。

さらに水林委員からは、《19世紀末から20世紀初頭という、「女の領域」において母性がもっとも力を得て政治力を發揮したまさに頂点にあった時代に、伝統的母性からの解放を謳い、新しい時代にふさわしい母性のあり方を模索しようとした、その「ニュー・マザー」としてのギルマンを考察すること》が本論文の目的であるとした山内氏の意図はそれなりの成功を見ており、たしかにそうした「ニュー・マザー」としてのギルマンの姿が、ひとつの鮮明な輪郭をえて、読者に提供されているとの評価があたえられたうえで、山内氏の論文においてキーワードのひとつをなしている「公」と「私」の二項対立についての概念史的把握が弱いのにくわえて、とりわけ、山内氏がギルマンの「思想」を論じながら、不思議なことに、その「思想」の唯一の観察可能な顕現形態であるはずの言語にはほとんど触れようとしていないことに不満が表明された。

そして、この水林委員の不満は、じつをいえば、山内氏が本学地域文化研究科の博士後期課程に入って以来の指導教官であった上村委員の最大の不満でもあった。山内氏は最終試験のさいのプレゼンテーションのなかで、本研究科において上村委員の指導のもとで研究を深める決意を固めた理由として、上村委員がそのカルロ・ギンズブルグ論『歴史家と母たち』(1994年)で表明した、「鈍感な歴史家たち」への不満に惹かれた、ということを挙げた。だとすれば、資料の本質的テクスト性についての十分な自覚に立って、歴史研究をして本来の人文学的土壤に立ち戻らせようというのが、「鈍感な歴史家たち」への不満表明をつうじて上村委員が要請していたことの真意なのであった。ところが、山内氏の論文においては、そうした企図は結局のところ未発のままにおわってしまっており、水林委員が鋭くも指摘するように、『黄色い壁紙』にしても「ユートピア小説」三部作にしても、たんに無抵抗なドキュメントでしかなく、独自の厚みと不透明な領域を有するテクストとしてのステイタスはあたえられていないと言わざるをえないのである。

しかしながら、不満足な点は残るもの、ギルマンというひとりの人物が遺した膨大な

著作とそれを取り囲むこれまで膨大な歴史的資料や研究文献を丹念に読みこなして、従来はアメリカ合衆国における第一波フェミニズムの女権論者と見なされてきたこのラディカル・フェミニストの思想を「母性」という視点からとらえ直し、その現代的意義を明らかにしようとした山内氏の目的は十分に達成されており、また方法的手続きや資料の扱い方、さらには論の進め方の面でも、博士論文としての資格条件を満たしているという点では、委員の評価は一致した。よって、審査委員会としては、山内恵氏に博士（学術）の学位を認定するのが妥当であると考える。